

土木設計業務委託の入札における最低制限価格の算定方法の変更について

1 主旨

国の「設計業務等標準積算基準書」が改訂され、土木事業に係る設計業務の積算基準が見直されたことに伴い、区における土木設計業務に係る最低制限価格の算定方法を変更します。

2 変更点（算定方法）

【変更前】

直接人件費の額+直接経費の額+技術経費の10分の5+諸経費の10分の5



【変更後】

直接人件費の額+直接経費の額+その他原価の10分の6+一般管理費の10分の3

3 適用日

平成23年11月1日以降に開札を行う案件について適用します。ただし、見直し後の積算基準によらない案件については、変更前の算定方法を適用します。

\*参考

区における業務委託の最低制限価格の適用範囲及び算定方法は下記のとおり。

予定価格を構成する諸経費等の割合その他の条件を考慮して、次の方法により案件ごとに予定価格の10分の8.5から3分の2の範囲で適正に定めます。

(1) 測量・設計等業務委託

各業務の予定価格の内訳に基づき、①から④までの額を合計して算出します。

業務区分	①	②	③	④
建築設計 設備設計	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の 10分の5	諸経費の 10分の5
土木設計	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の 10分の6	一般管理費の 10分の3
測 量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の 10分の3	—
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の 10分の7	諸経費の 10分の3

(2) 建物清掃業務

業務内容等に基づき適正と認める率を予定価格に乗じて算出します。